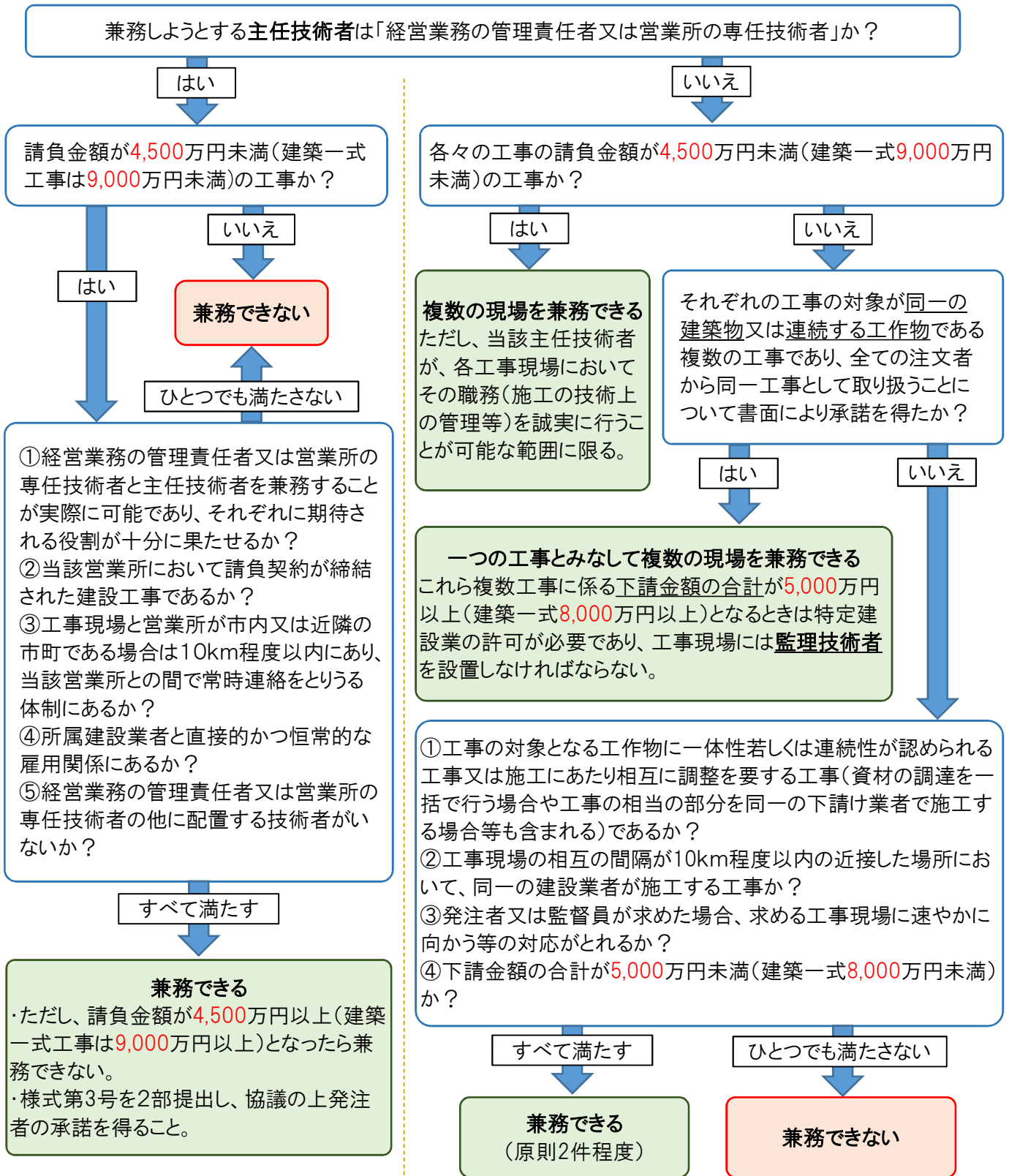


主任技術者・監理技術者の兼務フロー図

令和7年3月1日

西海市 総務課 契約検査班



- 専任の主任技術者(監理技術者)として兼務する場合は、現場代理人等決定(変更)通知書提出時に様式第1号を2部提出し、協議の上発注者の承諾を得ること。
- 要件を満たしている場合でも工事内容、受注者の施工状況等により発注者の判断により兼務を承諾せず、又は兼務の承諾を取り消すものとする。
- 建設業法に抵触することとなった場合には、当該者の建設業の許可権者へ通報するとともに契約解除となる場合がある。